

## 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和元年12月19日（木）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 君嶋 寿男 副議長 古川 洋一  
議員 小泉 周司 議員 小池 正夫  
議員 石川 義光 議員 關 守  
議員 富山 豪 議員 花島 進  
議員 筒井かよ子 議員 寺門 厚  
議員 綿引 孝光 議員 木野 広宣  
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫  
議員 中崎 政長 議員 笹島 猛  
議員 助川 則夫 議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一 次長 飛田 良則  
次長補佐 横山 明子 次長補佐 小田部信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 宮本 俊美  
教育長 大縄 久雄 総務部長 加藤 裕一  
総務課長 渡邊 荘一 総務課長補佐 飛田 建  
財政課長 茅根 政雄 財政課長補佐 石井 宇史  
保健福祉部長 川田 俊昭 介護長寿課長 藤咲 富士子  
介護長寿課長補佐 大内 正輝 産業部長 篠原 英二  
農政課長 平野 敦史 農政課長補佐 会沢 正志

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

- ・議案の追加について
- ・令和2年第1回定例会会期日程（案）について
- ・その他

…報告について了承

(2) 追加議案について

- ・議案第87号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- ・議案第88号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- ・議案第 89 号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- ・議案第 90 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第 91 号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
- ・議案第 92 号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 93 号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
- ・議案第 94 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 6 号）

…各追加議案について、執行部より説明あり

### （3）委員長報告

- ・総務生活常任委員会
- ・産業建設常任委員会
- ・教育厚生常任委員会

…各常任委員長より報告あり

### （4）ICT化に向けた調査の進捗状況について

…座長より現在の進捗状況について報告あり

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前 10 時 00 分）

事務局長 おはようございます。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は、全員協議会に出席ご苦労さまです。

本定例会もあすが最終日となりますが、本日は、寺門議会運営委員会委員長より報告 3 件、追加議案 7 件、委員長報告 3 件等もありますので、ご審議のほどをよろしく願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局長 それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 開会前にご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いをいたします。携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席議員は 18 名であります。欠席議員はおりません。

これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、総務部長が出席しております。職務のため事務局職員が出席しております。

初めに、先崎市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日は、全員協議会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。また、本定例会中は連日提出させていただきました議案をはじめ、各種案件につきまして慎重なるご審議を賜っておりまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、追加案件として提出いたします議案8件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくようお願い申し上げ、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

議長 市長、ありがとうございます。

これより次第に従いまして議事に入ります。

議会運営委員会、寺門委員長より報告をお願いいたします。

寺門議員 それでは、議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。

会議事件は、議案の追加について、令和2年第1回定例会会期日程（案）についてでございます。

執行部から議案8件が追加提出されました。あす、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

この後、執行部より追加議案の説明がございます。

令和2年第1回定例会の会期日程（案）、お手元に配付しています。

別紙のとおり3月10日から27日までの18日間の日程で開催することを決定いたしました。今回は、改選後初の定例会となりますので、通常の日程とは異なる部分がございます。

お手元の会期日程（案）をごらんいただきたいと思います。

3月10日、臨時議長により開会、仮議席の指定、議長選挙まで行います。新議長が決まりましたら、議席の指定以下10項目につきまして議事を進めてまいります。

2日目の11日は、市長の施政方針、議案等の上程、説明を行います。

3月13日、休会日を挟んで16日が一般質問、その後、請願・陳情の委員会付託まで行ってまいります。

3月18日から常任委員会、26日が議会運営委員会、全員協議会、27日が最終日ということで、委員長報告から採決まで行って閉会となります。

また、開会までのスケジュールにつきまして、できるだけスムーズに初回の定例会の開会を迎えられますよう、もう1枚お配りしました色のついている第1回定例会予定表ということで、カラー刷りのものです。

こちらのとおり日程を組んでおります。こちらにつきましては、この後、事務局から補足説明がございます。

次に、広報広聴委員会についての検討結果及び那珂市議会広報発行要項の一部改正についてご報告いたします。

議会運営委員会では、これまでの広報活動に加えて、市民から広く意見を聴くという意味の広聴に力を入れ、広報広聴委員会を設置してはどうかというご意見を受けまして、これまで議会における広聴について、広報編集委員会との合同会議も含め、検討してまいりました。

那珂市議会では、広聴に関して、「議員と語ろう会」や常任委員会での関係団体との懇談、あるいは議会だよりの中でテーマを設けて市民の方の活動や市議会に対する意見などを取材し、特集記事として掲載するなど、取り組みを既に実施しております。

一方、県内における広報広聴委員会の設置状況を調査しました結果、5つの市議会で設置していることがわかりました。広聴に特化した活動は特に実施されておらず、実際には広報紙の発行業務が主なものとなっている状況でございます。

先ほども申し上げましたとおり、那珂市議会では、これまでも広聴に関して積極的な取り組みを行っておりますので、新たに広報広聴委員会といった組織を立ち上げることはせずに、これからも開かれた議会として情報発信と市民からの意見聴取に引き続き力を入れて取り組んでいくこととし、今後、必要が生じた場合には、再度、委員会の設置について協議することにいたしました。

あわせて、今回、広報編集委員会の了承を得て、那珂市議会広報発行要項の中に広聴に関しての意思表示の意味を込めまして、お手元にお配りしました資料のとおり、市議会広報発行要項ですね。赤字で示してございます、第1条、「市民に開かれた議会の実現に向け」というところと、「市民の意見を把握するため」ということを追加いたしております。

また、前回の委員構成の際に変更した部分を第3条の赤字部分のとおり、これは編集委員の定数が6名ということと、各常任委員会及び議会運営委員から1名を互選するということで、この文を載せております。

以上、変更いたしますので、ご了承のほどお願いいたします。

以上、ご報告いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 続いて、事務局より補足説明がございます。

事務局、お願いいたします。

事務局長 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

先ほど議会運営委員長のほうからお話ございましたように、今回、3月定例会につきましては改選後初議会となります。お手元に令和2年第1回定例会予定表、色刷りのものがあるかと思いますが、そちらをごらんいただきたいと思います。

新しい議員の任期につきましては、3月10日からということになります。非常にタイトな日程になってございます。一応、平成28年との対比を載せてございます。平成28年につきましては、任期が始まってから議員の初顔合わせ、本会議をやって議案説明会というふうに進んでまいりました。

しかしながら、議員にとりましては、議案説明会から議案質疑の通告まで日にちがないというところから、議案を精査する時間がないということもございます。また、那珂市議会の内規におきまして、1週間前までに議案を送付するというのもございますので、任期前ではございますけれども、1週間前の3月3日に議案説明会をさせていただきまして、そのときに議案書の配付、それから、議員初顔合わせ等を行いたいということで、先ほど議会運営委員会のほうでご了解を得たところでございますので、よろしく願いをいたします。

議長 ただいま委員長の報告及び事務局の補足説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。ありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。よろしく願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時10分）

再開（午前10時11分）

議長 再開いたします。

次に、追加議案について議題といたします。

議案第87号から議案第92号まで、以上6件は人事院勧告に伴う関係条例の改正及び補正予算となります。関連性がありますので、一括して議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 総務課、渡邊でございます。ほか関係職員が出席しております。よろしく願いたします。

それでは、議案第87号から92号までのご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、人事院勧告によります給与の改定、または期末手当の増額等の部分でございまして、6件を一括して説明をさせていただきます。

まず議案書でございますが、追加議案の議案書の1ページが議案第87号の那珂市特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

次に、6ページからが那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例というふうになっております。

それから、29ページ、議案第89号でございます。那珂市一般職の任期付職員の採用等

に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例はこの3件でございます。

それから、議案書の一番後ろに補正予算があります。議案第90号 令和元年度一般会計補正予算（第5号）、こちらも人事院勧告による補正でございます。

それから、その一般会計補正予算の後の議案第91号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）の補正予算（第4号）、こちらも人事院勧告の補正でございます。

それから、その次に行きまして、議案第92号 令和元年度那珂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。こちらまでが人事院勧告による補正予算となります。

それでは、説明につきましては、別紙でお配りしてあります人事院勧告に伴う関係条例の改正についてという資料をお手元にお開きいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、この人事院勧告につきましては、本年8月に発出されました人事院勧告に準じまして、那珂市の職員等の給与の改定を行うものでございます。提出議案については、今お話ししました6件でございます。

改正の概要でございますけれども、まず議案第87号につきましては、これは特別職の職員の給与に関する条例の改正でございますが、こちらにつきましては一時金支給月数の増ということで、0.05月分を増額するというものでございます。こちらにつきましては、特別職、あとは議員等についても該当する部分でございます。

この適用が、さかのぼりまして令和元年12月1日に適用というふうになっております。

続きまして、その下の（2）議案第88号でございます。那珂市職員の給与に関する条例の改正部分でございます。

まず、アとして給与表を改正いたします。国家公務員と同様に給与表を全部改定をいたして適用するというものでございます。

ここに書いてありますように人事院勧告における官民格差0.09%の増額というふうな形になっております。387円の格差の解消。改正の内容につきましては、若年層に厚い改正の内容というふうになっております。

それから、次のページに行きまして、イとして、一時金支給月数の増でございます。こちらも先ほどの特別職と同じように0.05月分を増額するというものでございます。これにつきましても令和元年12月1日の適用ということになります。

それから、ウとして住居手当の改定でございます。これは職員等に関する部分でございますけれども、住居手当の支給の範囲等を改正するというものでございまして、現在1万2,000円から支給対象となっておりますが、今後は1万6,000円以上の住宅に入っている方についての支給対象となります。それから、手当につきましても、今まで2万7,000円が限度であったものを1,000円引き上げて2万8,000円まで手当を支給できると

いうふうになります。

こちらの改定については、来年の令和2年の4月1日から適用というふうになります。

それから、エで欠格条項の見直しでございますが、成年後見人等の部分についての考え方が変わったということでございまして、こちらについても欠格条項に該当する部分につきまして関係規定を改正を行うというものでございます。

それから、(3)の議案第89号でございます。こちらは任期付職員の条例の改正関係でございます。任期付の職員につきましても、職員と同様に給与の改定、一時金の改定を行うというものでございます。

それから、その次のページが参考資料でございますけれども、給与表の改定の額、率等の平均値が掲載しております。

その次の4ページに行きまして、勤勉手当の0.05月増分に対する影響額といたしましては、その四角に書いてあるとおりでございます。議員の皆様におかれましては、期末手当分2万2,713円が増額になるということでございます。

それで、今回の条例改正、その補正予算の改正を議決いただいた後、この支給予定をしているのが27日です。12月27日にこの増額分については、職員とか特別職、議員の方々にも支給する予定というふうに考えております。

それから、次に、補正予算のほうを説明させていただきます。

財政課長 財政課長の茅根です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、人事院勧告に伴う補正予算についてご説明をさせていただきます。

議案第90号をお願いいたします。

議案第90号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億9,826万9,000円とするものです。

続きまして、一般会計補正予算の次をお願いいたします。議案第91号になります。

議案第91号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,408万2,000円とするものです。

続きまして、その最後のページの次になります。

続きまして、議案第92号になります。

議案第92号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 2,042 万 7,000 円とするものです。

以上、議案第 90 号、91 号、92 号につきましては、人事院勧告に伴う職員等の人件費の補正になります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で終結いたします。

続きまして、議案第 93 号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）についてを執行部より説明を求めます。

財政課長 財政課です。引き続き関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第 93 号をお願いいたします。

議案第 93 号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 4,339 万 2,000 円とするものです。

4 ページをお願いいたします。

歳入になります。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目事務費補助金 28 万 2,000 円。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 10 万 2,000 円。

次に下段、歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 38 万 4,000 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、質疑等ございませんか。ありませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で終結いたします。

続きまして、議案第 94 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第6号）についてを執行部より説明を求めます。

財政課長 財政課です。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、議案第 94 号についてご説明させていただきます。

議案第 94 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたしま

す。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,612 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 208 億 2,439 万 1,000 円とするものです。

3 ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、事業名、被災農業者支援事業 2,539 万 1,000 円。

5 ページをお願いいたします。

歳入になります。

15 款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金 2,029 万 5,000 円。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 582 万 7,000 円。

次、歳出になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農業振興費 2,612 万 2,000 円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、質疑等ございませんか。

助川議員 歳出の点でちょっとお伺いをいたします。

今回の台風 19 号に関する被災者に対するの支援だと思っておりますけれども、これは補助金ということで、農業用機械再取得支援事業に 2,539 万 1,000 円、さらには被災農家営農再開緊急対策事業ということで 73 万 1,000 円計上されておりますけれども、何件ぐらいあって、どのような機械、器具だったのかをまずお伺いいたします。

農政課長 那珂市農政課、平野です。よろしく申し上げます。

ご質問がありました農業用機械再取得支援事業につきましては、下江戸の 2 件が現時点で大きく上がっておりまして、トラクター、コンバイン、乾燥機、運搬機等の冠水による被害が出ております。

被災農家営農再開緊急対策事業、こちらにつきましては、同じくこの 2 件が中心となりまして、保管しておいた米、こちらのほうの冠水被害というところで計上してございます。

以上です。

助川議員 これ被災者に対するの支援ということで、農業機械がありましたけれども、この査定に関してはどういった形で査定されて、その 100%補助ということになるんですか。

農政課長 査定でございますけれども、農業者自身のほうで、まず修繕、修繕が不能であると、メーカーないし販売店のほうからの証明等が出された場合には、同等程度の機械の取得ということになります。広範囲に今回被害がわたっておりまして、販売店、メーカー等も十分に手当てができないというところがございますので、現時点では再取得価格、モ

デル価格として見ている金額がございますけれども、そちらの上限額で現在予算の計上をしております。

以上です。

助川議員 上限額というのは、購入額の何%ぐらいの金額なんですかね、パーセントなんですかね。

農政課長 今回の制度でございますけれども、農家負担については10%、1割、残りの金額については公共のほう負担する制度でございます。ちなみにトラクターでございますけれども、24馬力のものをお持ちでございました、20馬力前後のもの。こちらについては240万円というのを参考価格として計上しております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部はご退席お願いいたします。ご苦労さまでした。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時27分）

議長 再開いたします。

ここからは、各常任委員会の委員長報告となります。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷委員長より報告をお願いいたします。

萩谷議員 総務生活常任委員会がさる12月10日に開催されました。それについてご報告申し上げます。

今回、執行部から那珂市コミュニティバス「ひまわりバス」の運休についてほか4件の報告を受けております。

初めに、那珂市コミュニティバス「ひまわりバス」の運休についてです。

那珂市コミュニティバス、ひまわりバスについては、令和2年3月末をもって運行を休止することとしたため、その経過及び今後の方針等について報告がありました。

まず、今回の運行休止に至る経過ですが、1日当たりの平均乗車数が少なく、収支率が低い状況であり、車両の老朽化が進んでいるため、現行運行の継続が困難であることから、本年11月の庁議において運行休止の決定がなされたとのことでした。

また、今後の方針としては、移動手段を持たない交通弱者等にとって最適な地域公共交通サービスとして、ひまわりタクシーを位置づけ、今後更なるサービス拡充を検討していきたい考えであり、加えてひまわりバスの運行契約が満了となる令和2年3月末までに利用者が速やかにひまわりタクシーへ移行できるよう、きめ細やかなフォロー等を行っていくとのことでした。

次に、第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況についてです。

執行部では、第1期の総合戦略が令和元年度で終了することから、現在、第2期那珂

市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めており、今回その策定状況について報告がありました。

まず、那珂市人口ビジョン新旧比較においては、傾向に大きな変化がなかったことと、今回の将来人口推計において、第1期の総合戦略で目標としていた将来人口4万7,000人に近い数値が得られたことから、目指すべき将来の方向については、第1期の総合戦略を踏襲することとし、表現の修正にとどめるとのことでした。

また、人口ビジョンの分析やこれまでの取り組み状況を踏まえつつ、より具体的な取り組みにする内容で、継続事業を進化させつつ、那珂ビジョンより新しい取り組みを取り入れる形で、骨子案の作成を行ったとのことでした。

なお、具体的な事業内容やKPIについては、現在、市民等を含めたワークショップや若手職員を中心とした作業部会で検討を進めているとのことと、来年3月の議会には第2期総合戦略の素案を示す予定であるとのことでした。

次に、那珂市上菅谷駅北側市有地活用事業者募集要項（案）についてです。

この件は、旧上菅谷駅北側駐車場、JA常陸旧東部支店及び旧那珂市シルバー人材センター敷地の活用に係る事業者募集要項（案）についての報告で、募集の目的ですが、上菅谷駅北側市有地の有効活用を図れる民間事業者を公募型プロポーザル方式で募集し、対象地を売却することにより、特色ある新たなにぎわいづくりを創出することを目的としているとのことでした。

また、対象地の有効活用の考え方としては、立地条件を考慮し、特色ある新たなにぎわいづくりに寄与する計画であることとし、対象地の最低売却価格は1億4,180万円を予定しており、募集の日程については、募集要項は令和元年12月20日から公表する予定で、以後ヒアリングなどを行い、事業者の決定及び契約の締結については、令和2年3月以降を予定しているとのことでした。

次に、審査の方法は選考委員会を設置し、対象地の有効活用の考え方に合致し、将来にわたって継続的な事業となっているかなど、計画性、実効性、価格について審査を行うとのことでした。

なお、対象地の最低売却価格を下回った場合は、提案内容に関わらず失格とするとのことでした。

また、選定に当たっては、応募事業者が複数の場合は、審査項目の得点の合計が100点満点のうち60点以上でありかつ最高点であった者を選定し、応募者が1者のみの場合は、60点以上の場合は選定するとのことでした。

委員から対象地の最低売却価格について少し安くはないかとの質疑があり、執行部からは、不動産鑑定にかけて出た額であるとの答弁がありました。

次に、那珂市空家等対策計画（案）についてです。

この計画策定の背景としては、超高齢化社会の到来や既存建築物の老朽化等で空家が増

加しており、犯罪や火災の危険性、倒壊のおそれや生活環境の悪化が懸念されていることから、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、那珂市空家等対策計画を策定するとのことでした。

また、第2次那珂市総合計画に掲げる将来像「人と地域が輝く安心・安全な住みよいまち那珂」の基本理念を基に、快適な住環境の保全、安全で安心なまちづくりの推進、空家等を活用した移住・定住の促進を基本方針とし、空家等の調査に関する事項、所有者などによる空家等の適正な管理の促進に関する事項、空家等及び除却した空家等に係る跡地の利活用の促進、空家等及び特定空家等に対する措置に関する事項の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に進めていくとのことでした。

なお、今後のスケジュールについては、令和2年1月にパブリックコメント実施、3月定例会期中の常任委員会に説明の後、4月に那珂市空家等対策計画の公布を予定とするとのことでした。

委員から空家対策については、窓口は一本化すべきであり、今後、どこの課が担当していくのかとの質疑があり、執行部からは、計画策定後、来年4月以降は建築課が総合的な窓口となる予定で調整をしているとの答弁がありました

次に、下江戸地区の大規模太陽光発電についてです。

この件は、9月に当委員会で報告を受けた後、11月末現在で事業者からヒアリングをした結果、変更があった点及び経過等について情報提供がありました。

まず、変更点については、雨水排水の調整池が高性能ポンプを使用することで、3カ所から2カ所に変更になったとのことでした。

次に経過等についてですが、10月14日に住民説明会を実施したが、台風19号の直後であったため参加者が少なかったため、再度11月23日に説明会を実施するため、対象地区にポスティング及び郵送で周知を行ったが、参加者については4名とのことでした。

10月25日に茨城県より林地開発許可申請事前協議の回答があり、11月5日に茨城県へ林地開発許可申請書を提出したとのことでした。

11月7日に農地法第5条申請書を那珂市農業委員会へ提出、11月13日に関係各課と情報共有の会議を実施、また、県に提出した林地開発許可申請については、12月19日に茨城県森林審査会において審議予定とのことでした。19日、きょうのことです。

委員からは、この件について、今後も情報等について収集や報告を行い、地権者等が不安がないように求める意見がありました。

最後に、当委員会の調査事項であります太陽光発電施設設置時の指導等について、調査完了の報告をいたします。

これまで、山梨県北杜市や甲州市での指導要綱の調査のほか、執行部を交えての意見交換を行い、太陽光発電施設設置時の指導要綱や条例について、現状と課題を研究してまいりました。

その結果、今回、執行部より県の「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に沿って足りない分を補う形で市の指導要綱を来年4月に制定したいとの報告があったため、このテーマに関する調査を完了することといたしました。

以上、報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告について、何か確認したいことはございますか。

福田議員 上菅谷駅北側のこの売却価格はわかる、この最低価格ですか、これは平米数どれぐらいあるんですか。

萩谷議員 約6,000平米となります。

福田議員 そうすると平米当たり幾らになるんだろうな。

萩谷議員 1平米当たり約2万1,967円となります。

福田議員 了解。

副議長 2点ほどちょっと確認をさせていただきたいんですが、2番目の第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてなんですが、第1期目の策定のときに、議会に対して何ていうんですか、取り組みについて何か議会としてお考えがありますかという会があったと思うんですね。つまり議員の意見も聞きたいということで。今回はそれはないですかね。

萩谷議員 それはなかったです。

副議長 ないですか。わかりました。

じゃ、次の3番目の上菅谷駅北側の市有地なんですが、2番目の対象地の有効活用の考え方というところの最後に宅地分譲と書いてありますよね。特色ある新たなにぎわいづくりが宅地分譲が当てはまるんだろうかというのを前回の何かのときに執行部に、本当にこう、にぎわいづくりに寄与するようなふうを考えてくださいねとお願いした私記憶があるんですが、何か宅地分譲に関して、そういうことも含んでいるということでしょうか。

萩谷議員 今、副議長からお話ありましたけれども、私らも意見は特別出ませんでしたけれども、やっぱりにぎわい創出なのに宅地分譲はいかがなものかなとは思っていたんですけども……

副議長 話はなかった。

萩谷議員 なかったですけどもね。

(複数の発言あり)

萩谷議員 やっぱりにぎわい創出のできるようなあれのほうでできるだけしてほしいという意見は出ましたね。

副議長 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

寺門議員 5番目の下江戸地区の大規模太陽光発電についてなんですけれども、市のほうで、県の指導要綱を踏まえて、足りない、不足分を市の指導要綱として作成を予定するというお話でしたけれども、その中に業者と市のほうで協定書を結ぶ。それについては、例えば廃業時には産廃を残さずきちんと契約した条件のとおりもとに戻すといった、そういう条項とか、あるいは500キロワット以下でしたかね、小規模業者はまだ対象になっていないと思うんですけれども、その辺は市のほうで、例えば協定書を結ぶですとか、計画書を出しなさいですとか、その辺の要綱というのは計画されているんですか。

萩谷議員 これについて、国として、これからですけれども、設置した後の例えば解体といたしますか、撤去ですか、のほうの義務づけみたいなものをこれから考えていて、そういうのができ上がってから、やっぱり那珂市としても県と、県はあれですけれどもね。そういうのも含めて細かい県のガイドラインに対して補足をつけたいということです。

寺門議員 わかりました。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、総務生活常任委員会の報告について終わりいたします。

次に、産業建設常任委員会、木野委員長より報告をお願いいたします。

木野議員 定例会期中の執行部からの報告案件につきまして、ご報告いたします。

12月11日の産業建設常任委員会にて、土木課及び建築課からそれぞれ1件ずつ報告を受けました。

まず、土木課から訴えの提起について報告がありましたので、ご報告いたします。

旧茨城県住宅供給公社が買収し、名義変更できないまま旧瓜連町に権限移譲された平野台団地内の土地について、民法162条の取得時効により市の名義とするため、所有権移転登記手続を求める訴えを提起することです。

土地の概要ですが、所在地は、那珂市平野字平野1229番5、面積は187平米です。

当該地は、旧茨城県住宅供給公社が宅地造成した平野台団地内にあり、昭和47年から用地取得に着手され、公社が所有者と売買契約を締結しましたが、公社への所有権移転登記が未了のまま、平成13年に公社から旧瓜連町へ寄附されたとのことであります。

平成25年に今回の案件が判明し、所有権移転登記の手続に取りかかりましたが、共有名義人6名の相続人となる方々が約100名おられ、また、昭和7年ごろにはブラジルに移住した方の相続人もおり、手続が大変困難となるため、民法162条の取得時効により民事訴訟を提起する選択をしたとのことであります。

今後のスケジュールですが、現在、顧問弁護士に訴状作成の手続を進めてもらっており、令和2年1月に法務局との協議を行い、2月に水戸地方裁判所へ提訴し、判決文をもって、所有権移転登記をして那珂市の名義とし、3月に議会へ専決処分の報告をする予定

とのことです。

続いて、建築課から那珂市空き家バンク制度実施要綱の改正について報告がありましたので、ご報告いたします。

現在の制度では、空き家の登録がない状況となっている中で、現要綱では登録することのできない市街化調整区域の空き家を登録したいという相談が複数あることや那珂市空き家等対策協議会において、老朽化や損傷が激しい建物についても登録を受け付けてもよいのではないかという意見もあったことを踏まえ、市内全域の空き家を登録の対象とし、老朽、損傷等が著しい建物及び大規模な修繕が必要と認められる建物も登録できるように要綱を改正するとのことであります。

改正の内容ですが、まず、要綱の中の空き家の定義を見直し、老朽、損傷等が著しい建物及び大規模な修繕が必要と認められる建物については空き家に該当しないものとしていますが、この項目を削除するとのことです。

また、空き家バンクへの登録要件については、市街化区域と区域指定区域に存在する空き家のみ登録を受け付けておりますが、これを市内全域に拡大するとのこととございます。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告について、何か確認したことはございますか。

笹島議員 ちょっと2番目の空き家バンクの実施要綱の改定なんですけれども、これ調整区域は売買できないよね。後は老朽化、損傷が激しいものは、これもう空き家というか、もう使い物にならないよね。こんなもの全部登録していれば、この空き家バンクの目的がないと思うんですけれども。これは空き家バンクであくまでも使ってほしい、買ってほしい、使用してほしいという趣旨だよ。だから、どうなのかな、これ。ちょっとよくわからないな。

木野議員 ただ、その件につきましては、委員からも質問がなかったもので、特別は。なかったです。

花島議員 若干誤解があるようなので、1つは、地縁、血縁がある人は買いますよね、これが1つあります。そのほかにも、前に一般質問等で確認しているんですけれども、ちゃんと確認申請がとれているものであれば、どんなにぼろでもほかから買ったりして転入することができます、建て直しもできるんです。ですから、意味があることだと私は思っています。

笹島議員 その空き家バンクというさ、ほかの俺、バンクのあれ見ていないんですけれども、サイトを見ていないんですけれども。何でもかんでもって、それでいいのかなということちょっと疑問に思ったんですけれども。

木野議員 一応、委員会のほうでは、この委員会資料があるんですけれども、登録の要件につ

いて説明があったのは、空き家バンクへの物件等について、現在、市街化区域と市街化調整区域内の指定区域内に存在する空き家の登録のみを受け付けている。これを市内全域にするとということと、あと、大規模修繕が必要と認められる建物については空き家の定義に該当しないものとしているということで、一応説明があったので、それ以上は委員会のほうからはございませんでした。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、産業建設常任委員会の報告については終わりいたします。

次に、教育厚生常任委員会、筒井委員長より報告をお願いいたします。

筒井議員 12月12日に開催いたしました教育厚生常任委員会において、執行部から説明のありました案件についてご報告いたします。

執行部より、3件の報告がありました。

まず、学校教育課から、学校給食費の改定について報告がありました。

近年の食材料格の上昇により、保護者から徴収する給食費で費用を賄うことが困難になってきており、これまでも給食センターでは予算節約に努力してきましたが、給食の量や質の低下、食育の機会の減少などさまざまな影響が出ているとのことです。

今後、学校給食を適切に実施するために必要な食材料費の額を試算しましたところ、1人当たり月500円の不足が生じるため、学校給食費の月額を令和2年4月から500円増額改定するとのことでした。

改定に当たっては、保護者負担を軽減するため、増額分のうち300円を公費で補助し、残り200円が保護者の負担となるとのことです。

委員からは、保護者への説明はどのように行っているのかという質問があり、執行部からは、これまでに学校長を通してPTA役員への説明を行い、保護者へは、給食費が不足している現状を説明するとともに、適正な学校給食を提供するために、給食費の改定を検討している旨を文書で伝えたとのことです。今後は具体的な額を提示して、丁寧に保護者に説明し、理解を求めていくとのことでした。

委員からは、食材料費が保護者負担であることをしっかりと伝え、月200円の値上げではなく、実際には500円値上げすべきところ、300円分を公費で補填することにより、保護者負担が200円となることをきちんと示すべきであるとの意見がありました。

次に、健康推進課から、那珂市いのちを支える自殺対策計画について報告がありました。

この件は、前回、計画策定の中間報告があった件になりますが、平成28年4月に国の改正自殺対策基本法が施行され、生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画の策定が義務づけられたため、令和2年度から5年度までを計画期間とする那珂市いのちを支える自殺対策計画を策定するものです。

今年10月1日から21日までパブリックコメントを実施しましたが、計画案について

の意見はなかったとのことです。

次に、こども課から、第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定について報告がありました。

現行計画の期間が令和元年度をもって終了するため、令和2年度からの第2期計画を策定するもので、計画期間は令和6年度までの5年間です。

計画では、安心して子どもを産み育てることができるまちづくり、子どもが元気に成長できるまちづくり、地域社会全体が子育てを支えるまちづくりの3つを基本目標とし、ニーズ調査の結果などを踏まえ、総合的な子育て支援の施策を推進していくとのことで、来年1月にパブリックコメントを実施し、3月に公表の予定とのことでした。

執行部からの報告は以上となります。

続いて、教育厚生常任委員会の調査事項についてご報告いたします。

当委員会では、教育環境の現状把握をテーマに、市内における子供たちの教育環境について、実際に現地に足を運んで調査を行ってまいりました。

今回、それらをまとめ、報告書を作成して調査を完了しましたので、ご報告いたします。視察先については、報告書のとおり4カ所となります。

本米崎小学校の廃校利用として、NPO法人虹のポケットが事業を展開している、学童保育園子コロコロ本米崎クラブでは、小学校校舎のゆとりある環境の中で、伸び伸びと放課後の時間を過ごす子供たちの姿がかいま見えました。また、子供の個性を生かし、地域とのつながりを大切にする事業者の姿勢が伝わってきました。廃校を利用した学童保育事業は、市内でも初めての取り組みとなりますので、今後の状況を見守ってまいりたいと思います。

ひまわり幼稚園は、市内5つの幼稚園が統合して本年4月に開園しました。保・幼・小の連携、英語で遊ぼう、食育の推進、運動能力を育てるといった特色ある教育方針を掲げており、実際に専門家による体操指導、専属ALTによる英語教育を見学しましたが、幼稚園が1園に統合されたことによるスケールメリットを生かした特色ある幼児教育を実践されていました。

次に、この夏に合わせて設置された小中学校のエアコンについて、市内2カ所の小学校を訪れ、設置状況や稼働状況の確認を行いました。近年、夏の猛暑による健康被害が問題化している中、子供たちにとって快適な環境の提供が実現されました。

さらに、菅谷小学校では、以前に当委員会で視察した教室と廊下の仕切りのないオープン教室の弊害についても、エアコンを設置するために各教室が壁によって仕切られたことで解決し、暑さ対策とは別の効果もあったとのことでした。

いずれの視察先でも、未来を担う子供たちの活気ある姿に触れることができました。今後のさらなる教育環境の充実を期待し、調査を完了いたしました。

なお、報告書はここに一緒に添付してございます。

以上、報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告について、何か確認したいことはございますか。

笹島議員 委員長、この虹のポケットなんですけれども、今まだね、児童が 20 人とかね、最初はもっと目標高かったんですけれども。これ常陸大宮市にもありますよね。常陸大宮市の状態はどうなんですか。それ聞いていますか。

筒井議員 常陸大宮市でも展開していることは子コロっコロで聞きましたが、向こうについては私たちはちょっと確認しておりません。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、教育厚生常任委員会の報告については終わりいたします。

最後になりますが、私より諮問しました ICT 化に向けた調査について、現在の進捗状況を古川座長より報告をお願いしたいと思います。

では、古川座長、報告をお願いいたします。

古川議員 それでは、議会 ICT 化検討会の中間報告をさせていただきます。

諮問事件名は議会 ICT 化の推進についてでございます。

今、議長からお話ございましたとおり、令和元年 6 月議会において、議長から議会 ICT 化の推進について諮問を受けまして、ICT 化検討会を設置いたしました。検討会の中でさまざまな研修を行ってまいりましたが、研修内容をご紹介します。

まず 1 番として、議会 ICT 化により可能となるもの、どんなことができるようになるのかということですが、機能の一例でございますが、タブレットによる議会資料の共有、これはペーパーレス会議ということになります。具体的にはそちらをごらんください。

2 番目としまして、市民に対する情報提供が容易にできるということでございます。

3 番目が、次のページですけれども、リアルタイムな連絡手段が可能となります。会議の通知やそういったところを今はファクスにて行っておりますが、メール等を利用して、どこにいても発信、受信が可能。また、既読機能もあるものもございますことから、相手がそれを読んだかどうかといったところも可能になるということです。

また、4 番目としまして、採決システム。今、議場内において、本会議で賛成、反対、挙手、もしくは起立採決等を行っておりますが、こちらもタブレット等を利用することによって、議員の賛否状況をモニターに表示することが可能となります。

5 番目としまして、説明配付資料の公開が可能となります。例えば今、一般質問等で配付資料が文書としてコピーをして配っておりますが、そういったことをモニターにて表

示することが可能になり、傍聴者への配慮もできるようになるということでございます。

2番目としまして、ICT化のメリットについてでございますが、ペーパーレスの効果として、経費の削減だけでなく、時間、また人件費等のいわゆる労力の部分も非常に効果が大であるというようなことであります。

また、2番目として、スピーディーかつ確実な情報伝達手段、これは先ほどお話ししたとおりであります。

3番目の市民傍聴者等への配慮についても、先ほどご説明しましたとおりでございます。

3番目としまして、ICT化の課題もございまして。まずはタブレットの端末、いわゆる機種選定等については、業者によってさまざまであり、それぞれ料金や機能も違うことから、一長一短があるということです。

また、通信環境は、例えば本会議場だけで使うようにするというのであれば、Wi-Fi環境による通信が可能ですが、これを持ち運び、または家に持ち帰る、そういったことをするのであれば、いわゆる携帯電話会社による通信が必要となってまいります。

また、議会と執行部で同時導入とするのか、議会が先行するのか、そういったところも課題としてございます。

また、先ほどこんなことができるようになりますというお話をいたしました。それが本当に必要なものか、そういったところを費用対効果の面から考える必要があるということです。また、予算措置、それから費用負担、運用基準、そういったところも考えなければいけないというような課題がございまして。

4番目に、最後のページですが、笠間市議会のICT化について視察を行ってまいりました。笠間市議会においては、議会関係資料の整理、閲覧、市民への情報提供、情報連絡手段の確立を目的にタブレットを執行部と同時に導入したそうでありまして。導入効果といたしましては、コスト削減、紙資料の持ち運びが不要、会議資料の振り返りが可能、議員への連絡手段の確保があり、課題といたしましては、導入コスト、議員へのタブレット活用の意識づけ、利用モラルの徹底等があるとのことでございました。

以上のことから、中間報告としてまとめました。

現在、那珂市議会では市民課前モニターによる生放送、本会議のユーチューブによる録画公開などを行っておりますが、今後、議会としてICTのさらなる活用と推進が必要である。課題である導入コストの面からも、市の厳しい財政状況の中、議会としてICT化を推進するためにできることから進める必要があるため、本検討会として、下記のとおり報告いたします。

1、タブレットの導入については、課題はございますが、導入効果として、費用の削減、事務作業の軽減、情報の共有化、迅速な情報伝達等があり、導入するメリットは大きい。

2、課題として、導入コストが上げられますが、特に費用削減や作業効率については、

執行部と同時導入することで効果が高まるため、議会と執行部が同時導入に向けた検討を進めるように求めたいと思います。

3、回線業者、端末機器、ソフト等については、導入に向けた協議の中で検討してまいります。

4、現在できることとして、電源を自前で用意することなど、条件を付して会議中のパソコン等の持ち込みについて協議する。また、議会事務局からの連絡手段については、現在のファクスによる連絡から議員全員の同意を条件にメールに移行することを協議してまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

議長 古川座長からの報告が終わりました。

ただいまの報告について、何か確認したいことやご意見などございますか。

笹島議員 これあれだよ、議会云々でいいけれども、執行部が先行しないとあれですね、空っぽだよ。タブレットだけで中身がないあれになっちゃうよ。そうだよ、執行部がね、先行。そういう形は、積極的なほうなのかな、執行部は。

古川議員 執行部の意見としては聞いておりませんが、例えば議会が先に導入しても、あくまでもタブレットを導入することについて同時のほうがいいだろうという話であって、タブレットを例えば議員が持てば、資料をそこに入れるのは執行部はできますから。執行部が見れないというだけの話。執行部はペーパーで対応していくということになりますね、議会が先行すると。だから、できないということではないです。

笹島議員 そのタブレットをもらって私物化もできるわけだ、我々はいろんなものの、それをちょっと教えて。

古川議員 私物にはなりませんけれども、あくまでも貸与ということになりますが、それを使い方によっては、過去の全員協議会ですとか本会議だけではなくて、例えば持ち帰って、その中に入っている資料は基本的には公開できるものですから、それを今、議会でもこんなことやっているんだよなんていうことを市民に見せたりとか、そういったこともできるようにするというところでございます。

笹島議員 じゃ、スマートフォンみたいなあれでいいのかな。じゃ、その画面が大きいやつで。じゃ、いいじゃないですか。

助川議員 1つだけ確認したいんですけども、これ議会側だけの対応で進めた場合、ペーパーレスでやっていくということ想定して、あるいは執行部と両側のペーパーレスでこれに全てを変えろということになると、同規模の初期投資はどのぐらいの金額になるかというところは計算というか、そういったところまで話は持たれていますか。

古川議員 どういう機種とか、それにもよりますが、例えば議会のみですと、初期投資ですと約500万かかります。いわゆるタブレットの導入、後は通信環境ですね。そういったものを整えて500万。1台当たり大体17万5,000円ぐらいになります。掛ける人数という

ことで。当然、事務局とか、そういったのも当然必要になりますんで。

そうですね。ただ、執行部も、例えば部長以上が持つ場合とか、課長以上が持っているような自治体もございますし、それはもう台数によってということになりますね。よろしいですか。

花島議員 私もある程度賛成なんですけれども、実際に書類こんなですよ。1回ごとにこれで、年間にこんななって、私の作業場はもうめっちゃめっちゃです。ですけれども、要するにまずコストの面でいえば、コストダウンになるというんだったら、要するに予算が逼迫とか言っていたって、やれるわけですよ。課題は、具体的に何を使って何をやらいくらかかるという、その品ぞろえというんですか、いろんなグレードがあると思いますので、それを検討してからどうしようかという話になるかと思うんです。そういうふうにご検討いただきたいと思います。

古川議員 そのとおりだと思います。それは今後ですね、実際に導入するときには、どういうふうな機種を選ぶとか、誰まで持たせるとか、そういったところは当然必要になってくると思いますが、まだそこまで具体的に、これをやらいくらという、例えば見積もりをとったとか、そういうことまではいっておりませんので。当然これからは、実際に導入するとなれば、当然そういった作業が必要になってくると思います。

笹島議員 これ事務局、全部ペーパーレス化になるわけじゃないよね。ペーパーって、我々もペーパーと両方やるわけ、これそうすると。

事務局長 ちょっとそれを事務局に聞かれても困るんですけども、それは話し合いの中でだと思います。完全にペーパーレスになっているところもありますし、併用しているところもあります。ただ、併用しているとなると、先ほど座長が言ったペーパーレスであるとか、そのコスト削減等には向かないのではないかなというふうに。これはちょっと事務局が言う話ではないです。

古川議員 じゃ、私からも。

今、事務局長もおっしゃいましたけれども、結局どこまでペーパーレスするかなんですよ。基本的には、我々もほかの自治体でやっているやつを、デモ機を使って、どうということ、どういう資料が中に入っていて、どうやって開くとか、そういったところまでちょっとやりましたけれども、もう予算書からいわゆるこういう全協資料、本会議資料、予算書も含めた、そういったものも全部やっているところもありますし。ただ、予算書だけはどうしてもこうやりたいよねというような方も、自治体もやっぱりあって、それは、予算書はペーパーレスにしていないようなところもございます。

だから、どこまでやるかですから。でも、今、局長がおっしゃったように、やるのであれば、できるものはすべてペーパーレスにしたほうが、中途半端というのが一番いけないのかなという気はいたします。

笹島議員 県庁もペーパーレス化を今、知事が進めていますよね。職員にとっては反発もある

のかもしれませんがけれども、だから、どこまでその今言っていたペーパーレス化、他の市町村で、それをちょっと教えてほしいよね。今教えてもらいたくないけれども、後でね、それはね。じゃないと、それ、我々のほうで進めすぎてもまずいし、ペーパーとして残す部分もあるわけでしょう。

中崎議員 何が欲しいですか、逆に。逆に何が欲しいですか、ペーパーとして。今までやっていて。予算書ですか。

笹島議員 私はわからないけれども。

中崎議員 いや、だから、もう時代がペーパーレスですよ。欲しいものは事務局に言ってもらえばいいし。

笹島議員 残すという意味。

中崎議員 だから、何を残したいですか、今まで議員活動をやってきて……。

笹島議員 だから、他市町村はどうなっているのかなということを……。

中崎議員 今、各市町村で議事録とか何か膨大な資料を保管しておくのには、その保管がないとって騒いでいるの、場所が。これから先、ますますふえていっちゃう。やっぱりそういう小さいものにして残したほうが再生ができるんじゃないかと。私は、ペーパーレスにするんならできる限りペーパーレスにさせていただきたいと、そういうふうに要望します。

花島議員 私、こういうコンピューターとかやっていて、もう長年やっていたんですけども。実際にはですね、怪しいんですよ、コンピューターの中の情報というのは。機種が変わったりOSが変わったり、利用プログラムが変わったりして。紙というのはね、意外と、例えばアメリカの公文書館というのがあるんですけども、そこでは一番しっかりしているのは、やっぱり紙に書いたものだということですよ。紙も、こういう紙というのは実はほとんど酸性紙なんです、酸性紙って書いていないんですけども。これも時間がたつと放っておいてもぼろぼろになっちゃうんですよ。だから、そういうことで、古い資料のほうの間違いないんですね。

確かに私も大量の文書で困っています。だけれども、最低限しっかり残すものは、信頼性のあるもので残すべきだと思います。こういう紙の何がいいかということ、ほかに装置は何も要らないんですよ。コンピューターもプログラムもなくて、引っぱり出せば見れると。そのかわり量が多いということはありません。ですから、慎重にお願いしたいということが1つ。

それから、笹島議員がおっしゃっている懸念は私も持っていて、それはこれから、どういうふうにしたら何ができるようになるかということとをみんなで検討して、ただタブレットを入れるということじゃなくて、これをこうやるという提案で、何ていうかな、選択肢がいろいろあるわけですからね。今後の検討の中でそういうのをつくっていったら、どうするかというのを決めたらいいかと思います。

議長 皆さんからの意見をいただいた中での、ただ、今、古川座長からは中間報告ということで、皆さんの意見を今後また受け入れながら、いろいろ研究調査をしていただければという方向へしていきたいとは思いますが。

ほかにありませんか。

(なし)

議長 なければ、この報告を終わりといたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了といたします。ご苦労さまでした。

閉会（午前 11 時 16 分）

令和 2 年 2 月 17 日

那珂市議会 議長 君嶋 寿男